

平成29年度 事務事業マネジメントシート

事業名	予防接種事業			会計	款	項	目	大	小
				01	04	01	02	01	01
政策	O4	4節 誰もが充実した生涯をおくることのできる流山（市民福祉の充実）	主管課	健康増進課					
施策	4-4	健康で明るい暮らしづくり	主管課長	伊原 理香					

I 事務事業の目的・内容

事業目的	対象	接種時において住民登録者であり、予防接種法施行令で定める者	意図	感染症の発生および蔓延を予防するために予防接種を行い、公衆衛生の向上及び、健康増進に寄与する。
事業内容	予防接種法第5条1項の規定により実施する予防接種（A類：B型肝炎・Hib感染症・小児の肺炎球菌感染症・不活化ポリオ・四種混合・結核・麻しん風しん混合・麻しん単独・風しん単独・水痘・日本脳炎・二種混合・ヒトパピローマウイルス感染症）（B類：高齢者インフルエンザ・高齢者の肺炎球菌感染症）を契約医療機関にて個別接種する。			
事業開始から現在までの状況変化	平成24年9月ポリオワクチンを生から不活化へ変更。同年11月、四種混合が定期接種に追加。平成25年4月、Hib感染症、小児の肺炎球菌感染症、ヒトパピローマウイルス感染症が定期接種に追加。同年6月より、ヒトパピローマウイルス感染症の積極的勧奨が見合わせ。風疹の流行に対し、平成25年4月～12月に緊急で風疹予防接種費用助成を実施。平成26年10月に水痘、高齢者の肺炎球菌感染症を定期接種に追加。平成28年10月、B型肝炎を定期接種に追加。			

II 事務事業の実績・現状及び成果を表す指標の動きとコストの状況

指標	名称	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位	目標方向	算定式（成果指標の場合）
	①	接種率【A類：麻しん・風しん1期】	102.50	101.90	98.80	%	↑↑↑
②	接種率【A類：麻しん・風しん2期】	97.50	96.80	97.30	%	↑↑↑	平成25年度よりMR2期の接種率を指標とする。
③	接種率【B類：高齢者インフルエンザ】	43.90	45.80	40	%	↑↑↑	
④							
⑤							
⑥							
指標で表すことができない定性的な成果		目的に対する現状（客観的事実・データに基づく現在の状況や取組状況） 麻しん・風しん2期の接種率向上を目指し、接種勧奨はがきを4月に送付。秋に実施される就学児健診時に保健師による健康教育を実施。リーフレットを配布や案内、予診票の交付を行った。それでも未接種の方（1月時点で接種率73.8%）に、再度の接種勧奨はがきを送付。平成29年度は管内での麻しんの発生がなかった。小学校6年生には、DT2期や日本脳炎の接種勧奨の案内を小学校を通じて配布。インフルエンザワクチンの全国的な供給不足により、高齢者インフルエンザの予防接種実施期間を市内・千葉県内共に1月末まで延長して実施した。					
事務事業のコスト		平成27年度	平成28年度	平成29年度			
事務事業の総コスト(a=b+c)		473,604,591	532,078,010	556,757,746			
事業費(b)(円)		455,709,191	516,684,610	544,787,646			
うち一般財源		455,709,191	516,684,610	544,787,646			
職員給与と費(c)(円)		17,895,400	15,393,400	11,970,100			
人役・職員(人)		2.10	1.90	1.60			
人役・再任用(人)							
人役・臨職(人)		1.90	2.10	1.10			
人役・嘱託(人)							
初期投資コスト(円)（建設又は取得年度のみ記入）							
想定耐用年数（年）（建設又は取得年度のみ記入）							

III 事務事業の評価、今後の方向性及び業務改善 <※主管課長記入>

(1) 事務事業についての評価及び今後の方向性

個別評価	必要性	今後の必要性	B 必要性は変わらない	有効性	目標達成度	A 達成できた
		市関与の必要性	A 市が担うべき	効率性	対象者の適切性	A 対象者は適切である
					コストの削減	A 削減の余地はない
総合評価	II 継続（事業を現状どおり継続すべき）					

(2) 事務事業の業務改善について

①今年度(H29)の改善計画	<ul style="list-style-type: none"> ・県外で接種を受けた方への償還払い制度の導入に向けて検討を継続する。 ・効果的な市民周知に努め、安全に適切な接種ができ、かつ接種率を確保する。 	③取組の課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の肺炎球菌感染症の5年間の経過措置があと1年で終了となるが、正確な内容が市民に充分周知できていないことが課題である。
②今年度(H29)に実施した取組	<ul style="list-style-type: none"> ・長期里帰り等事情に合わせて県外医療機関との個別契約を実施。償還払い制度について他市の状況や事務量について情報収集を実施。 ・効果的な市民周知方法を検討した。 	④今後(H30以降)の改善計画	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の肺炎球菌感染症の5年間の経過措置がH30で終了となることについてあらゆる機会での周知を実施する。 ・安全で適切な接種、接種率の確保に努める。